

(様式第4号)

上田市景観審議会 会議概要

1 審議会名	上田市景観審議会
2 日時	平成29年1月31日 午前10時00分から午前12時00分まで
3 会場	上田市勤労者福祉センター 3階 大会議室
4 出席者	清水会長、丸山副会長、長島委員、大西委員、久保田委員、羽田委員、矢島委員、室賀委員
5 市側出席者	峰村都市建設部長、三浦都市計画課長、杉浦調査計画担当係長、津久井景観係長、依田景観係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者等	傍聴者 2人 / 記者 2人
8 会議概要作成年月日	平成29年2月1日

協 議 事 項 等

1 開 会 (都市計画課長)
2 あいさつ (都市建設部長)
3 人事通知書の交付
4 委員・事務局の紹介
5 景観審議会の役割と景観行政の概要について ・資料に沿い、三浦課長から概要説明
6 会長・副会長の選任について ・互選の結果、清水委員が会長に、丸山委員が副会長に選出された。
7 審議事項 (1)(仮称)上田市太陽光発電設備の適正な立地等に関するガイドライン(案)について ・資料に沿い、杉浦係長から概要説明 ・以降、審議の主な質疑 (委員) 現在反対運動が起きている発電施設の計画をこのガイドラインで止められるのか。 (事務局) ガイドラインは罰則等を設けるものではなく、あくまでも太陽光発電施設設置に係る指針であるので、ガイドラインを作ったからといって計画を止められるものではない。事業者の皆さんにガイドラインの趣旨は御理解いただきたい。規制等の条例等を制定して欲しいとの意見をいただく場面もあるが、太陽光発電に係る法令の根拠が乏しいこともありそこまで至っていないのが実情である。また、再生可能エネルギーの推進という課題もあり、地域への還元の側面から適正な立地であれば推し進める面もあるのではないかと考えている。 (委員) 景観だけでなく、治山治水をはじめ多くの問題を抱えている。他の課所と連携した対策をとっていかないと効果が薄いと考えるがどうか。 (事務局) 再生可能エネルギーは幅広い観点が必要である。昨年末から関係庁内課所で会議等も開いて議論を進めており市全体で作成しているなかで、事務局的な役割を都市計画課が担っている。これから専門の皆様の見解や市民の皆様からのパブリックコメント等意見をいただくので、現時点で最良のものを作成していければと思っている。 (委員) 強制力のあるものが欲しいので希望する。そうすることによって住民理解が深まると思う。 (事務局) この後審議をいただく景観条例施行規則の改正において届出を義務付けるので、強制力まで

はいかないが指導などが可能となり一定の効果が得られるものと考えている。
等々の審議の結果、意見等を十分尊重して事務を進めるよう要望を受けて了承された。

(2) 上田市景観条例施行規則の改正について

- ・資料に沿い、津久井係長から概要説明
- ・以降、審議の主な質疑

(委 員) 規則の改正とガイドライン中の「良好な景観の形成」の部分があるが、内容的には同様なものと考えてよろしいのか。

(事務局) 今後の手続きとして市の景観形成基準の見直しが必要になるので、ガイドラインの内容に即した改正に着手してまいりたい。

等々の審議の結果、意見等を十分尊重して事務を進めるよう要望を受けて了承された。

(3) その他

- ・特段なし

8 閉 会 (都市計画課長)

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、 1 週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。